

呉市公告第7号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により公告し、変更案を次により縦覧に供します。

令和8年2月18日

呉市長 新原 芳明



1 地域計画を変更する地区

- (1) 音戸・倉橋地区
- (2) 蒲刈・下蒲刈地区
- (3) 川尻・安浦地区
- (4) 郷原・昭和地区
- (5) 豊浜・豊地区

2 地域計画の変更案の縦覧場所

呉市役所産業部農林水産課(呉市中央4丁目1番6号)

3 縦覧期間

令和8年2月19日～令和8年3月4日

4 意見書の提出について

地域計画の変更案の利害関係者は、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出先

呉市役所産業部農林水産課

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出については書面によるものとします。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間満了の日まで

(4) 提出に当たっての注意事項

意見については、地域計画の変更案に係るものに限ります。意見書には、住所・氏名を記載してください。

提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を公告します。